

給与減額措置について

1 国の措置の概要（措置期間：平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月末）

一般職給与法適用者

(1) 俸給月額

- ① 本省課室長相当職員以上（指定職、行(一)10～7 級) ▲ 9.77%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員（行(一)6～3 級) ▲ 7.77%
- ③ 係員（行(一)2、1 級) ▲ 4.77%

その他の俸給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率

(2) 俸給の特別調整額（管理職手当） 一律▲10%

(3) 期末手当及び勤勉手当 一律▲ 9.77% など

2 国からの要請（平成 25 年 1 月 28 日付け 総務大臣通知 抜粋）

また、各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところではありますが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。

こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成 25 年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。

3 平成 25 年度川崎市の普通交付税について

地方公務員給与費の臨時特例による地方交付税算定上の基準財政需要額への影響については、国が示した試算方法による給与費の約 25.5 億円の減、過去の行革努力を反映した「地域の元気づくり推進費」の約 5.5 億円の増とを合わせて約 20 億円の減の影響があると考えられます。

4 地方公共団体における給与減額措置の実施状況

次頁参照（平成 25 年 8 月 2 日付け総務省報道発表資料 抜粋）

5 本市の状況

8 月 2 3 日 給与の減額措置の実施について組合側に提案

地方公共団体における給与減額措置の実施状況

平成25年度における地方公務員給与の減額要請に対する地方公共団体の実施状況（7月1日現在）を調査し、その回答を取りまとめたもの。

団体区分別の実施状況

	現時点 で国と同 等の給 与水準 抑制済 (注1)	国の要 請等を 踏まえた 給与減 額を施 行済	実施予定・協議中			合計	検討中 又は 今後検討	議会で 否決	実施予 定なし	団体数	
			実施予定 (条例議 決済) (注2)	実施予定 (議会提 出予定) (注3)	職員団体 と協議中						a~eの計
	a	b	c~eの計	c	d	e	a~eの計	f	g	h	
都道府県	2 (4.3%)	39 (83.0%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	43 (91.5%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	47
指定都市	0 (0.0%)	12 (60.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (15.0%)	15 (75.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	20
市区町村	210 (12.2%)	775 (45.0%)	128 (7.4%)	14 (0.8%)	24 (1.4%)	90 (5.2%)	1,113 (64.6%)	362 (21.0%)	20 (1.2%)	227 (13.2%)	1,722
合計	212 (11.9%)	826 (46.2%)	133 (7.4%)	14 (0.8%)	24 (1.3%)	95 (5.3%)	1,171 (65.5%)	368 (20.6%)	20 (1.1%)	230 (12.9%)	1,789

(注)

1. 現時点で国の特例減額と同等の給与水準の抑制がされていることから、新たな取組は不要と判断している場合。
2. 給与減額条例は議決済だが施行日が7月2日以降の場合。
3. 組合交渉等が終了し、次回の議会又は臨時議会で給与減額条例案を提出予定の場合。